

様式第1号（第5条関係）

市民参画の手続の実施について

対象施策の名称	北本市子ども読書活動推進計画
市民参画の手続の実施時期	令和5年8月から令和5年12月
市民参画を求める方法	附属機関等の開催（北本市図書館協議会）
対象施策が定められるまでの手順	① 北本市子ども読書活動推進計画策定委員会の開催 ② ボランティア団体への提示 ③ 北本市図書館協議会の開催 ④ パブリック・コメント手続の実施 ⑤ 北本市子ども読書活動推進計画策定委員会の開催 ⑥ 北本市子ども読書活動推進計画の策定
担当課名	教育部生涯学習課
特記事項	